

軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税の納期限は5月2日(月)です。納税通知書は4月11日以降発送予定です。
納期内に金融機関または市役所収納推進課及び市民センターで納付してください。
詳しくは納税通知書をご覧ください。なお、納付後に受け取る納税証明書は、車検を受けるときに必要ですので、大切に保管してください。(口座振替の方は、振替後に送付します)

◎軽自動車税の減免申請は4月25日(月)までに。

軽自動車を所有する方で、一定の要件(障害の程度、軽自動車の名義、使用目的等)を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免が受けられますので、納税通知書が届きましたら申請期間内に手続きをお願いします。

【減免の対象となる障害の程度】

障害の区分		障害の程度	
		本人の運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害			1～4級
聴覚障害			2、3級
平衡機能障害			3級
音声機能の喪失(喉頭摘出のみ)		3級	対象外
上肢機能障害		1～3級	1級及び2級の1・2
下肢機能障害		1～6級	1、2級及び3級の1
体幹機能障害		1～3級、5級	1～3級
脳原性	上肢機能	1～3級	1級、2級の両上肢
	移動機能	1～6級	1、2級及び3級の両上肢
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸			1、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1～3級
肝臓機能障害			1～3級
知的障害			A
精神障害			1級

【減免の対象となる自動車の条件】

区分		自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人	特に問わない
	18歳未満	本人または生計を一にする者	生計を一にする者	障害者の通学、通院、通所、または生業のため送迎を継続して日常的に行うため(月4回以上かつ1年以上)
知的障害者				
精神障害者				
身体障害者等のみで構成される		本人	身体障害者等を常時介	

【減免に必要な書類】

- ①各手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④印鑑 ⑤軽自動車税納税通知書
- ⑥個人番号カードまたは個人番号通知カード(平成28年度からマイナンバーが必要です。)
- ⑦通学・通院等証明書(障害者本人が自動車を所有し、運転する場合以外)

※証明書の様式は税務課にあります。

【その他の注意事項】

減免の対象となる自動車等は障害者お一人につき1台です。すでに普通自動車で減免を受けている場合などは、軽自動車税の減免はできません。

すでに申請により、平成27年度分が減免となっている方で住所・車輦等に変更がない場合は、納税通知書に同封している『使用状況届』(ハガキ)を必要事項記入の上、お早目に返送してください。

軽自動車税の税率について

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成28年度軽自動車税について、税制改正に伴い税率が変更されましたのでお知らせします。

◆原動機付自転車および二輪車について

※車種や新規登録、既存車にかかわらず、登録されているすべての車両が新税率の対象となります。

区 分		車 種	平成27年度まで	平成28年度から (新税率)
原動機付自転車	50cc以下	1	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	2	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	3	1,600円	2,400円
	三輪以上	13	2,500円	3,700円
軽自動車 二輪（125cc超250cc以下）		5	2,400円	3,600円
被けん引車（二輪）		15	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	4	1,000円	2,000円
	その他のもの	10	4,700円	5,900円
二輪小型自動車	250cc超	9	4,000円	6,000円

◆軽自動車（四輪・三輪）

①平成27年3月31日までに登録済の車両は変更ありません。表1の①のとおりです。

②平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両から、表1の②のとおりです。

③平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在で、最初の新規検査から13年を経過した車両は、表1の③のとおりです。

表1

車種区分				税率（年税額）		
				①H27.3.31までに 登録済の車両	②H27.4.1以後に最初の 新規検査を受ける車両	③最初の検査を受けた年月から 13年を経過した車両(※1)
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 平成28年度 重課税率対象車両

⇒ 平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両

（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成14年」以前のもの）

※最初の検査年度とは

「最初の検査年度」とは、新規検査（新車）のことをいいます。

軽三輪と軽四輪については新規検査（新車）の実施年月で税率を判定します。

なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

自動車検査証

平成〇〇年〇〇月〇〇日

軽自

番号〇〇〇〇〇

車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用	車体の形状
	平成 年 月 日	平成 年 月				
車 体 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	
	人				Kg	cm
車 名 型 式	原動機の型式	燃料の	※最初の新規検査年月		後軸重	型式指
					Kg	

※裏面もご確認ください。

◎燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

平成28年度から低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例（軽課税率）が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、**取得の翌年度のみ**表2の税率が適用されます。

※平成28年度の税制改正に伴い、軽課税率が1年延長され、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、29年度に限り、同様に税率を軽減する措置を実施予定です。

④電気自動車・天然ガス自動車については平成21年排出ガス10%低減する車両

⑤乗用：平成32年度燃費基準値+20%達成車

貨物用・三輪：平成27年度燃費基準値+35%達成車

⑥乗用：平成32年度燃費基準値達成車

貨物用・三輪：平成27年度燃費基準値+15%達成車

※⑤⑥平成17年排出ガス基準75%低減達成車（☆☆☆☆）に限る。

※各燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

表2

車種区分				軽課税率（取得の翌年度のみ）		
				電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン・ハイブリッド車	
				④	⑤	⑥
軽自動車	三輪			1, 000円	2, 000円	3, 000円
	四輪	乗用	自家用	2, 700円	5, 400円	8, 100円
			営業用	1, 800円	3, 500円	5, 200円
		貨物用	自家用	1, 300円	2, 500円	3, 800円
			営業用	1, 000円	1, 900円	2, 900円

⇒軽課税率対象車両に該当するかどうかは販売店にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒787-0392 土佐清水市天神町11-2 土佐清水市役所
税務課市民税係（課税について） TEL 0880-82-1129（直通）
収納推進課収納係（納付について） TEL 0880-87-9135（直通）